

請願審査資料

【7年請願第4号】

市長名で非核平和都市宣言を行うことについて

令和8年4月22日

総務企画局

【7年請願第4号】市長名で非核平和都市宣言を行うことについて

1 請願事項

165万市民の代表として市長が自ら非核平和都市を宣言することを切に願っているのです。

よって、以下の事項を請願します。

(1) 市長名で非核平和都市宣言を行うこと

2 請願事項に関連する本市の主な取組み状況 ※()内は議会の決議・意見書

○昭和62年10月に策定した福岡市基本構想の目的に、「日本、アジア、世界の平和と繁栄に貢献していくこと」を掲げた。(資料1参照)

〔・平成元年3月、議会において「平和都市宣言に関する決議」を可決。
(資料2参照)〕

○平成2年9月、「アジア太平洋都市宣言」を制定。(資料3参照)

〔・平成7年6月、議会において「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」を可決。(資料4参照)
・平成21年6月、議会において「核兵器のない世界を求める意見書」を可決。(資料5参照)〕

○平成22年7月、平和首長会議へ加盟。

※平和首長会議の概要

核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を国際規模で喚起するため、広島市長の呼びかけにより昭和57年に設立。

加盟都市数：世界166カ国・地域8,570都市(令和8年4月1日現在)
(うち国内加盟都市 1,740都市)

○平成23年度より、平和首長会議国内加盟都市会議として、政府に核兵器廃絶に向けた取組の推進について要請。(資料6参照)

○平成24年12月に策定した福岡市基本構想の目的に改めて、「日本、アジア、世界の平和と繁栄に貢献していくこと」を掲げた。(資料7参照)

- ・平成29年3月、議会において「核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書」を可決。(資料8参照)
- ・令和元年9月、議会において「核兵器禁止条約の締結を求める意見書」を可決。(資料9参照)
- ・令和3年10月、議会において「核兵器禁止条約第1回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書」を可決。(資料10参照)
- ・令和4年6月、議会において「非核三原則の堅持及び核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果たすことを求める意見書」を可決。(資料11参照)

3 請願に対する考え方

本市としては、これまでの取組みを踏まえ、今後とも、市民の平和と安全を守り、世界の平和に貢献することを基本精神として市政運営を行っていく。

I 目 的

福岡市は、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた都市である。糸島半島と海の中道のふたつの腕で博多湾を抱き、背後には緑の山々が連なっている。有史以前から大陸との交流の歴史をもつこの地で、福岡市はいきいきと発展している。

中世には、対外貿易の拠点として個性豊かな自由都市であった博多も、鎖国によってその拠点性を失った。福岡市は、昭和の初頭においても、人口約15万人、九州第3の都市であったが、戦後の復興、日本経済の高度成長、大きな時代の潮流のなかで、先人たちの叡智とひたむきな努力によって、九州の中核都市としてたくましく成長してきた。いまや、経済、行政、情報、教育、文化などの広域的な機能をもち、福岡都市圏はもちろん、九州全域の発展に寄与している。この福岡市の役割と責任は、ますます重要性を増し、その豊かな自然と歴史を継承して発展を続けるだろう。

福岡市は、昭和51年4月に「福岡市基本構想」を策定し、計画的な都市づくりを進めてきた。しかしながら、経済の安定成長への移行、人口の増加・移動の鎮静化、価値観の多様化など、社会・経済情勢は大きく変化してきた。さらには、高齢化、情報化、国際化など、新たな時代の波が、確実に押し寄せている。このような環境の変化に対応した新たな都市づくりの構想が求められている。

福岡市は、いつの時代にあっても、市民一人ひとりがその能力を十分に生かし、希望と生きがいを育んでいく都市でなければならない。そして、日本、アジア、世界の平和と繁栄に貢献していく。そのためにも、自立性を高め、多くの地域、多くの国々との連携を深めていかねばならない。

このような認識に基づき、この新しい基本構想において、21世紀を展望した福岡市の将来のあるべき都市像と、それを達成するための施策の大綱を定める。

決議案第 3 号

平和都市宣言に関する決議案

上記の決議案を次のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成元年 3 月 28 日

福岡市議会
議長 山崎 広太郎 殿

提出者 福岡市議会議員
藤本 顕 憲 浜 田 雅 之
三 苦 良 典 大 石 司
山 口 弘 四 郎 立 花 高 光
保 坂 逸 朗 吉 田 英 之
吉 浦 公 生

平和都市宣言に関する決議

全人類の悲願である恒久平和の達成には被爆国としての我が国が国民共通の願いである核兵器廃絶を訴え続け、国際的な世論を喚起し全世界の国民が平和のうちに生存することを目指すことが必要である。

特に本市は、アジア太平洋博覧会の開催を初め、マレーシアのイポー市のほか世界の 4 都市との姉妹都市締結、ユニバーシアード大会の誘致活動など国際化を積極的に展開しているところであり、海に開かれた活力あるアジアの拠点都市づくりを目指す上でも、国際社会における真の恒久平和は強く希求されるところである。

よって、福岡市議会は、日本国憲法に掲げられている恒久平和の理念に基づき、国是である非核三原則を厳守し、ここに平和都市を宣言する。

以上決議する。

平成 年 月 日

福岡市議会

○アジア太平洋都市宣言（平成2年9月1日 福岡市）

（福岡市が、21世紀に向けて今後とも一層アジア太平洋地域との交流を深め、アジア太平洋地域の、ひいては世界の平和に貢献していくことを国内外にアピールするため、「アジア太平洋都市」を宣言することとし、平成2年9月1日、アジアマンス開幕セレモニーにおいて発表したもの。）

アジア太平洋都市宣言

福岡は西の海にひらかれた、古い都市の一つです。福岡はまた、古来アジア太平洋と深いかかわりをもちつづけて来たところでもあります。ですから福岡は、日本で最も古い国際都市といえます。

いま、アジア太平洋の時代に向かって、過去の歴史から学び、世界の明日を考える福岡の開かれた心は、再び新しい時の流れにめざめようとしています。この、アジア太平洋という豊かな風土と自然にはぐくまれた私たち、私たちは同じアジア太平洋の諸都市に生きる市民であり家族です。国の違い、民族の違い、文化の違いをこえて、身近な日々の生活から、生きた言葉でわけへだてなく語り合い、ともに直面する現実をともに解決していく心を、次の世代、さらに生まれ来る世代がうけつづよう、努力をつづけたいと思います。

この希いをこめて、アジア太平洋における真に人間的な交流と協調の場、人の都・福岡としていくため、私たちはここに、福岡を「アジア太平洋都市」として宣言します。

アジア太平洋のすべての人々とともに ——

1. お互いのであいとふれあいを進めよう。
2. お互いの生活と文化を正しく理解しよう。
3. お互いの健康と平和を守ろう。
4. お互いの現在を真剣に語り合おう。
5. お互いの生きる立場を正しく認め合おう。

1990年9月1日

福岡市

意見書案第 4 号

核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成 7 年 6 月 2 1 日

福 岡 市 議 会

議 長 石 村 一 明 様

提出者 福岡市議会議員

光 安 力	浜 地 輝 一	進 藤 邦 彦
渡 辺 健 生	小 川 周 一	津 田 隆 士
浜 田 雅 之	叶 忠 信	荒 木 龍 昇
志 岐 安 彦	鬼 塚 正 俊	原 田 祥 一
高 田 保 男	田 中 慎 也	高 山 博 光

核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から、間もなく半世紀を迎えようとしています。

一瞬にして十数万の人命を奪い、二つの都市を壊滅させ、今なお三十数万人の被爆者を苦しめている核戦争の惨禍と、その後の世界各地での核実験による被害は、人類が核兵器とは共存できないことを明白に示しています。こうした中で、核兵器廃絶を求める「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名は、世界160 カ国で取り組まれ、我が国では、1985年以来10年間に4,680 万人に達するなど、国内外の草の根からの核兵器廃絶の世論が広がっています。

しかるに、核兵器のない平和な世界を求める諸国民の願いに反して、核保有国には、今なお相当数の核兵器が保有されており、21世紀に入ってもかなりの核兵器を残す計画となっています。

今日、地球を核破局から救い、世界の平和を実現する上で、核実験・核兵器の全面禁止・廃絶に代わる案はなく、そのための国際条約の締結は、世界平和、人類の生存にとって死活的かつ緊急の課題となっています。よって、福岡市議会は、政府が、唯一の被爆国として、核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵などの一切を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結するよう、関係諸外国に対し、格段の努力を尽くされるよう強く要請します。

地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 へ

「あて

外務大臣 へ

議 長 名

意見書案第13号

「核兵器のない世界」を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月24日

福岡市議会

議長 川口 浩 様

提出者 福岡市議会議員

福田 衛

おばた 久 弥

平 畑 雅 博

山口 剛 司

星 野 美恵子

三 原 修

伊 藤 嘉 人

野 尻 旦 美

森 英 鷹

石 田 正 明

田 中 丈太郎

富 永 計 久

三 角 公仁隆

藤 本 顕 憲

大 石 修 二

池 田 良 子

「核兵器のない世界」を求める意見書

2009年4月5日、アメリカのオバマ大統領が、プラハで「アメリカは核兵器のない世界へ向けて確固とした第一歩を踏み出す」と表明するとともに、核兵器を使用した国としての道義的な責任を認める画期的な演説を行いました。来年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議を一年後に控え、このほど開かれた準備委員会においても、核保有国が自国の核兵器の完全な廃絶を達成することへの明確な約束を実行させるために、非同盟諸国や新アジェンダ連合諸国が核兵器廃絶への課題を強調したことに加え、アメリカの同盟諸国からもオバマ大統領の提案を歓迎し、その実現への決意などが表明されています。我が国においても、この間、核兵器廃絶を求めて努力し続けている多くの人々がこの演説を歓迎し、実現に向け世界を動かすチャンスにしようとの行動が日増しに高まっています。こうした中、唯一の被爆国である日本政府が、これらの世界の動きを促進して行動することが緊急に求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、人類の死活的課題である核兵器のない世界を目指すため、国際交渉を通して核兵器廃絶のイニシアチブを取っていくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 あて

議 長 名

内閣総理大臣 石破 茂 様

核兵器廃絶に向けた取組の推進について（要請）

1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、その年の暮れまでに両市合わせて21万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。かろうじて生き残った被爆者は、放射線による後障害や差別、偏見に苦しみながらも核兵器のない世界の実現を強く願い、自らの体験を語り、核兵器の非人道性とその廃絶を世界に訴えてきました。被爆80年を迎え、国際社会は、こうした被爆者の切実な願いに耳を傾け、核兵器廃絶に向け連帯していかなくてはなりません。

平和首長会議は、被爆者の願いを受け継ぎ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた活動を推進しており、加盟都市数は、世界166か国・地域の8,509都市、日本国内ではほぼ全ての市区町村数に当たる、1,740都市に達しています。こうした中、被爆から80年の節目の日を迎えた長崎市において、第13回国内加盟都市会議総会を開催し、核兵器のない世界の実現に向けて、加盟都市の連帯をさらに強化し、平和への取組を加速させていく決意を新たにしました。

現在、核兵器廃絶を願う多くの人々の不断の努力にも関わらず、ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化をはじめとする国際安全保障環境の悪化により、核兵器使用のリスクがかつてないほど高まっており、我々が目指してきた平和からは程遠い現実と直面しています。現在も地球上には1万2千発を超える核兵器が存在し、核保有国を中心に自国を守るためには核兵器の保有や核シェアリングなどは有効であるという認識が広がりつつありますが、こうした動きは、核兵器使用の可能性を高めるばかりか、核兵器不拡散条約（NPT）の原則に背き、さらには第二次世界大戦後に目指した国際連合を中心とした平和構築体制そのものを揺るがしかねないものであると危惧しています。

来年には、NPT及び核兵器禁止条約の再検討会議の開催が予定されており、核兵器廃絶に向けた国際的な取組は極めて重要な局面を迎えます。

このような状況の中で、平和首長会議としては、市民に最も近い都市の立場から平和文化を振興し、国レベルの平和への取組をボトムアップで支え、核兵器廃絶に向けた動きを後押ししていきたいと考えています。

核兵器の非人道性を身をもって体験した唯一の戦争被爆国である日本政府には、平均年齢が86歳を超えた被爆者をはじめ、平和を願う多くの国民の声を真摯に受け止め、来年4月から開催される第11回NPT再検討会議では、人類と核兵器は共存しえないという人道的立場に立って、核保有国と非核保有国の橋渡し役をしっかりと果たし、核軍縮の進展に貢献していただくよう要請します。また、来年11月から開催予定の第1回核兵器禁止条約再検討会議に、まずはオブザーバー参加し、国際社会において、対話による外交努力により核兵器のない世界を実現するための推進力となつていただくとともに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請いたします。

令和7年（2025年）8月9日

平和首長会議国内加盟都市会議

代表 平和首長会議会長 広島市長 松井 一實
平和首長会議副会長 長崎市長 鈴木 史朗

福岡市基本構想

I 目的

福岡市は、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた都市です。糸島半島と海の中道のふたつの腕で博多湾を抱き、背後には緑の山々が連なっています。有史以前から大陸との交流の歴史をもつこの地で、福岡市はいきいきと発展しています。

福岡・博多は、古来、大陸との交流窓口の役割を果たし、遣新羅使・遣唐使などの発着地として「鴻臚館」が設けられるなど、外交・貿易の拠点となってきました。中世には、対外貿易の拠点として、また、個性豊かな自由都市として多くの商人が海外へ雄飛する地となりました。

福岡市は、先人たちの叡智とひたむきな努力によって、九州の中核都市としてたくましく成長しました。昭和62年に「海」と「アジア」を都市像として掲げた「福岡市基本構想」を策定し、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。いまや、経済、行政、情報、教育、文化などにおいて広域的な機能を持ち、福岡都市圏はもちろん、九州全域の発展に寄与しています。この福岡市の役割と責任は、今後ますます重要性を増し、その豊かな自然と歴史を継承しながら発展を続けるでしょう。

福岡市は、いつの時代にあっても、市民一人ひとりがその能力を十分に生かし、希望と生きがいを育んでいく都市であり続け、独自の文化を生み出し、日本、アジア、世界の平和と繁栄に貢献していきます。そして、この素晴らしい都市を、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

このような思いのもと、ここに、福岡市がめざす都市像を掲げ、地域の産学官民がその力を結集して、将来に向けて都市づくりに取り組みます。

意見書案第 2 号

核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月28日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

楠 正 信

森 あや子

中 山 郁 美

調 崇 史

浜 崎 太 郎

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

阿 部 真之助

とみなが 正博

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書

1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島・長崎を壊滅させ、数十万もの人々を無差別に殺傷しました。

生き残った被爆者は、「再び被爆者をつくるな。核兵器を地球上からなくそう」と訴え続け、日本の反核平和運動の高まりとともに、その声は世界中に広がっています。

また、2015年10月21日の第70回国連総会において初めて、「核兵器の人道上の結末」についての決議が144か国の賛成で採択されるなど、核兵器が、兵士か一般市民かを区別することなく、大量に人間を殺傷し、放射線の後障害により、長期間にわたって不必要な苦痛を与える非人道的な兵器であることは、今や国際的な共通認識になりつつあります。

こうした中で、2016年12月23日の第71回国連総会において、核兵器を禁止・廃絶する条約の交渉を開始する決議が113か国の賛成で採択され、交渉会議が本年3月から国連で始まることになりました。このことは本市も加盟する平和首長会議が強く求めてきたことであり、核兵器の廃絶へ向け大きな一歩となります。唯一の被爆国の政府として、交渉会議の場での積極的な役割が今ほど求められているときはありません。

よって、福岡市議会は、政府が、核兵器を禁止・廃絶する条約の実現のために、交渉会議に参加し、イニシアチブを発揮されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣、外務大臣 宛て

議 長 名

意見書案第 8 号

核兵器禁止条約の締結を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月24日

福岡市議会

議長 阿部真之助様

提出者 福岡市議会議員

松尾りつ子

森あやこ

倉元達朗

田中たかし

近藤里美

池田良子

核兵器禁止条約の締結を求める意見書

2017年7月、核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約が、国連で採択されました。核を使用すると威嚇を行うことの禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。

同条約は、50か国が批准後90日で発効することになっています。日本は唯一の戦争被爆国として、核廃絶の先頭に立ち条約への参加を果たすとともに、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件であれば参加が可能なのか、議論を主導する国として期待が寄せられています。

長崎市の田上富久市長は平和祈念式典で、「世界から核兵器をなくそうと積み重ねてきた人類の努力の成果が次々と壊され、核兵器が使われる危険性が高まっている」と指摘し、「唯一の戦争被爆国の責任」として同条約への署名、批准を強く迫りました。また、広島市の松井一實市長も平和記念式典で、「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい」と述べました。

2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後米国とロシアのINF（中距離核戦力）全廃条約の失効、NPT（核不拡散条約）再検討会議の状況、核兵器の近代化の進展など、核兵器廃絶に向けた動きは今、世界的に停滞しています。今こそ日本が、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮するときです。そして、核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約を締結すべきです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、速やかに核兵器禁止条約を締結されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、
内閣官房長官 宛て

議長 名

意見書案第 15 号

核兵器禁止条約第 1 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 10 月 8 日

福岡市議会

議長 伊藤 嘉人 様

提出者 福岡市議会議員

勝山 信吾

松尾 りつ子

倉元 達朗

尾花 康広

はしだ 和義

田中 たかし

堀本 わかこ

森 あやこ

近藤 里美

核兵器禁止条約第 1 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書

史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約が成立し、批准国・署名国が増え続ける中、今年 1 月、同条約は発効しました。核兵器のない世界の実現へ向け、世界中の人々の期待が高まりつつあります。

同条約の第 8 条では、核軍縮や期限を定めた核兵器の廃止などの措置を協議する「締約国会議」の開催について定められ、同条第 2 項で規定された第 1 回締約国会議が来年 3 月にオーストリアのウィーンで開かれます。締約国会議には同条約の締約国でない国に対してもオブザーバーとして出席するよう招請することが同条第 5 項に定められており、既に国連事務総長は日本政府にも出席を招請しました。

第 1 回締約国会議で議長を務めるオーストリア外務省の軍縮局長は、「第 1 回締約国会議で、核兵器の人道的結末とリスクへの認識を再び高めるような強力な政治的メッセージを発信したい」と表明しており、同条約をいまだ締約していない国も出席した上で、同会議が核兵器の人道的結末とリスクへの認識を高めるという点で成功することは、核軍縮・核廃絶の進展にとって大きな意義があります。

日本は同条約の未締約国であり、同会議へ参加する場合にはオブザーバーとして参加することになりますが、同条約では核兵器の使用などにより被害を受けた者への援助及び汚染された地域の環境の修復について定められており、この点において、唯一の戦争被爆国である日本の政府が同会議に参加して積極的な役割を果たし、「核兵器の人道的結末とリスクへの認識を再び高める」よう貢献することが期待されています。

よって、福岡市議会は、政府が、核兵器禁止条約の第 1 回締約国会議にオブザーバーとして参加されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官 宛て

議長 名

意見書案第 6 号

非核三原則の堅持及び核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果たすことを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

勝山信吾

はしだ和義

田中たかし

尾花康広

森あやこ

近藤里美

堀本わかこ

倉元達朗

落石俊則

非核三原則の堅持及び核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果たすことを求める意見書

核兵器を「持たず」「作らず」「持ち込ませず」という非核三原則は、昭和46年、沖縄返還協定の締結の承認に際し、衆議院本会議において採択されました。その後、国会では「非核三原則を国是として堅持する」との決議が5回にわたり採択されました。また、非核三原則を指針として、地方自治体が非核宣言を行う動きが高まり、宣言をした自治体は、都道府県を含めると、令和4年5月25日現在で全国1,788自治体のうち1,657自治体に上っています。

また、日本も批准している核兵器不拡散条約（NPT）の締約国は191カ国・地域となり、「核軍縮」、「核不拡散」、「原子力の平和的利用」の3つを柱に、運用検討会議を重ねつつ、NPT体制の発展を図ってきました。新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていたNPT再検討会議が、令和4年8月にニューヨークの国連本部で開催されることが決定し、本体制の更なる発展に向けた検討が進められることが期待されています。

現在、ウクライナに侵攻したロシアによる核兵器使用の威嚇等、現体制を揺るがしかねない核の脅威が増す中、日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、国際社会をリードしていく責務があり、その役割は重要です。

よって、福岡市議会は、政府が、非核三原則を堅持するとともに、核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果たされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官 宛て

議長 名